

# 子吉川 正常流量と河川流況説明資料

平成17年10月27日  
国土交通省 東北地方整備局

# 1. 正常流量の確保について

## 目的 : 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

(政令第十条の二: 流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮)

## 目的 : 河川環境の整備と保全

(政令第十条の三: 流水の清潔の保持(水質)、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保を総合的に考慮)

検討項目	維持すべき内容	宮内での必要な流量 (m <sup>3</sup> /s)		備考
		かんがい期	非かんがい期	
動植物の保護・漁業	動植物の生息・生育に必要な流量	10.55	10.55	魚類の産卵、生育のための水理条件を満たすために必要な流量
観光・景観	良好な景観の維持	10.36	10.36	景観を損なわない水面幅を確保するために必要な流量
流水の清潔の保持	生活環境に係る被害が生じない水質の確保	8.25	8.25	下水道整備後に現況水質(BOD)を満足するために必要な流量
舟運	舟運の航行に必要な吃水深等の確保	-	-	河口付近の漁船の吃水深は潮位により確保される
塩害の防止	取水地点における塩水の遡上の防止	10	10	塩水くさびと取水口との関係から最下流の取水地点で常時取水可能な流量
河口閉塞の防止	現況河口の確保	-	-	導流堤により河口の安定が図られている
河川管理施設の保護	河川構造物の保護	-	-	対象となる河川構造物はない
地下水位の維持	地下水の取水に支障のない河川水位の確保	1.71	1.71	地下水障害の事例はないため既往最小湧水流量を確保できる流量
最大値		10.55	10.55	かんがい期 : 5月～8月
				非かんがい期 : 1月～4月/9月～12月

宮内地点における正常流量は、概ね11m<sup>3</sup>/s

## 2. 子吉川の水利権量について

水利使用目的	かんがい面積 (ha)	取水量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	件数	備考
かんがい	1312.6	6.392	22	
上水道	-	0.079	2	
雑用水	-	0.018	1	し尿処理用水
発電	-	39.078	6	最大
合計	1312.6	45.567	31	

発電用水は、取水量のすべてが河川に戻ります。

かんがい用水は、時期によって異なりますが、

取水量のうち約50%が河川に戻ります。

上水道・雑用水の取水は、河川には戻りません。

### 3. 子吉川の流況について

(単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

